

新	旧	備 考
<p>(休職者給付金) 第3条の8 休職を命ぜられた組合員が 給与の支給を受けられなくなった場合 は、休職者給付金を給付する。 2 休職者給付金を給付する期間は、公 立学校共済組合定款（昭和37年11月 制定）第26条に規定する傷病手当金附 加金の支給を受けられなくなった日以 後<u>休職期間の満了する日までとする。</u> <u>ただし、2回目以降の休職期間に給付</u> <u>する場合は、12月を限度とする。</u></p> <p><u>附則</u> この改正規程は、平成29年4月1日か ら<u>施行する。</u></p> <p>(介護休暇給付金) 第3条の9 組合員が介護休暇制度を利用 する場合は、介護休暇給付金を給付 する。 2 介護休暇給付金の額は、減額された 給料の<u>8割</u>に相当する額から、地方公 務員等共済組合法に定める介護休業手 当金として支給される額を控除した額 とする。</p> <p><u>附則</u> この改正規程は、平成28年8月1日か ら<u>施行する。</u></p>	<p>(休職者給付金) 第3条の8 休職を命ぜられた組合員が 給与の支給を受けられなくなった場合 は、休職者給付金を給付する。 2 休職者給付金を給付する期間は、公 立学校共済組合定款（昭和37年11月 制定）第26条に規定する傷病手当金附 加金の支給を受けられなくなった日以 後12月を限度とする。</p> <p>(介護休暇給付金) 第3条の9 組合員が介護休暇制度を利用 する場合は、介護休暇給付金を給付 する。 2 介護休暇給付金の額は、減額された 給料の<u>6割</u>に相当する額から、地方公 務員等共済組合法に定める介護休業手 当金として支給される額を控除した額 とする。</p>	<p>2回目以降 の休職期間 に12月の制 限がかかる ことを表記。</p> <p>給付水準の 変更</p>